

尾張旭市監査公表第45号

令和7年4月30日付け尾張旭市監査公表第37号をもって公表した定例監査結果報告について、令和7年6月11日付け7市活第77号で市長から措置を講じた旨の通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和7年6月30日

尾張旭市監査委員 山 田 義 浩

尾張旭市監査委員 市 原 誠 二

市民生活部市民活動課・市民活動支援センター・少年センター

監 査 の 指 摘 事 項	措 置 状 況
三郷駅第8自転車等駐車場の敷地において、市長から行政財産目的外使用の許可（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第238条の4第7項に規定される許可をいう。）を得ていない電話線の存在を確認した。 この点、行政財産とは、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産をいう（法第238条第4項）ものとされているところ、同課は、電話線設置者による行政財産の目的外使用に気付かずにいたことになる。なお、行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができるものとされており、許可をするのであれば、適切な手続を漏れなく実施されたい。	電話線については、令和7年4月1日付けで行政財産目的外使用許可申請書の提出を受け、同日付けで行政財産の目的外使用を許可した。 また、その他の市民活動課管理敷地についても、電柱等に許可を得ていない共架物がないかを定期的に確認し、再発防止に努める。
物品の検査（尾張旭市物品管理規則（平成25年尾張旭市規則第3号）第23条に規定される使用中の物品及び備品台帳に係る検査をいう。）を令和5年度は実施していなかった。 物品管理事務を適切に実施されたい。	指摘事項について、課内周知を図るとともに、尾張旭市物品管理規則に基づき、年1回、物品及び備品台帳について確認・検査を実施する。
令和6年度自転車等駐車場整理業務は、契約の相手方が尾張旭市入札参加資格者名簿に登録されていないにもかかわらず、「令第167条の5第1項及び第167	指摘事項について、尾張旭市契約規則に基づき、契約書に記載した条項に誤りがないか確認を徹底し、正しく記載した上で契約事務を適切に行う。

条の１１第２項の規定により市長が定めた資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき」 （尾張旭市契約規則（昭和５３年尾張旭市規則第１９号。以下「契約規則」という。）第３２条第３号）に当たるとして、契約保証金の全部を免除していた。 契約事務を適切に実施されたい。	
同課は、主としてあさひ夏フェスタ２０２４（令和６年８月２４日開催。以下「夏フェスタ」という。）の開催に資することを目的に尾張旭まつり実行委員会がその下部組織であるあさひ夏フェスタ実行委員会に支払う負担金（６，９７０，０００円）に充てさせるため、尾張旭まつり実行委員会負担金（７，０００，０００円）を支出した。 そこで、あさひ夏フェスタ実行委員会から同課に提出された「令和６年度あさひ夏フェスタ２０２４決算報告書」（決算額は９，７４４，７５２円。以下「決算報告書」という。）を確認したところ、活動会議費２３５，５１４円のうち３６，７８９円は、摘要が「反省会」となっているものの、添付された領収書によれば、飲食店における飲食代（同年１０月２日）に係るものであった。 よって、同課に対し、「反省会」でどのようなことが話し合われたかの記録の提示を求めたところ、提示はなかった。また、決算報告書の添付書類によれば、あさひ夏フェスタ実行委員会は、別途、同年９月１８日に、公民館にて夏フェスタの振り返り（反省点・改善参考の確認）を実施済みであった。 この点、あさひ夏フェスタ実行委員会の事業は、直接、本市の歳出により賄われているものではないが、その大部分が、本市が負担金として財政的援助を与えている尾張旭まつり実行委員会による負担金収入で賄われているものであることから、本	指摘事項について、市からの負担金の使途を明確にし、適切な事業運営と会計報告がなされるよう、尾張旭まつり実行委員会の下部組織であるあさひ夏フェスタ実行委員会に対し指導する。

市の歳出と同様に、支出内容の適切性が確保されなければならないものと考えられる。 ついては、同課にあっては、本市が財政的援助を与えている団体である尾張旭まつり実行委員会を通じて、あさひ夏フェスタ実行委員会の事業及び会計が適切になされるよう努められたい。	
尾張旭市自治会等活動促進助成金は、自治会等が行う活動に助成を行うことにより、豊かな地域社会の形成と健全な発展を図ることを目的とするものである。 同助成金の交付要綱によれば、助成金の額は、助成対象経費の2分の1に相当する額（その額が100,000円を超える場合は100,000円。1,000円未満の端数が生じたときは、その端数の金額を切り捨て。）を上限としており、また、助成対象経費は、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費並びにこれら以外の経費で事業の特性から市長が適当と認めるものであり、そのうち備品購入費については助成金の額の2分の1以下とするものとしている。 そこで、令和6年度に同助成金の交付を決定した4団体のうち2団体について見たところ、いずれも事業費250,000円、助成対象経費135,000円と記載した交付申請に対して、交付金額100,000円で決定していた。 なお、助成対象経費が135,000円と記載されているのは、同課が、両団体とも、事業費250,000円のうち、備品購入費以外に係る事業費90,000円については同額の90,000円を、備品購入費に係る事業費160,000円については交付上限金額である100,000円の2分の1以下になるよう45,000円を記載するように指導したためである。 ここで、まず、助成金の額を助成対象経費の2分の1に相当する額を上限とするとの規定に当てはめて試算すると、助成対	指摘事項については、市の誤った指導により助成対象経費を助成金を充てる額として記載させたものであるが、正しくは助成対象経費は250,000円であったことから、交付金額は、100,000円である。 市の誤った指導は、指摘のとおり、交付要綱の規定が明確化されていないことにあつたことから、要綱を一部改正することで、改善した（施行日は、令和7年4月1日）。 また、この制度を利用する者に対する説明と申請を受付する際において、誤った理解での指導を行うことがないように、課内で制度を周知し、事務を適切に行う。

象経費を135,000円とした場合には、助成金額は67,000円となる。 次に、助成対象経費ごとの事業費の2分の1に相当する額の合計を助成金額として試算すると、備品購入費以外に係る助成対象経費90,000円分の助成金額が45,000円、備品購入費に係る助成対象経費160,000円分の助成金額も同額の45,000円、合計の助成金額は90,000円となる。 最後に、事業費250,000円を助成対象経費として総額から試算すると、助成金額は上限の100,000円、うち備品購入費に係る助成金額の上限金額は50,000円となる。 このように、同助成金の交付要綱の規定とそれを実際に適用した計算内容が整合していることが明快に確認できず、したがって同助成金の交付決定に係る現状の事務処理の適切性も確認できないことから、交付要綱の規定を明確化するとともに、助成金額の計算過程を客観的に検証する体制を構築するなどの改善が必要である。	
本市の随意契約ガイドライン（総務部総務課策定。以下「ガイドライン」という。）により、随意契約を締結する場合、予定価格が契約規則第25条に定める金額を超えるときは、随意契約の内容の公表をしなければならないが、令和6年度自転車等駐車場整理業務は、予定価格が同条に定める金額を超える随意契約であるにもかかわらず、内容の公表が行われていない。 ガイドラインに沿った事務処理を漏れなく実施されたい。	指摘事項について、速やかに総務課に公表依頼を行い、ホームページにて公表した。 今後は、随意契約後に、確実に公表事務を行うよう、複数人で確認し、再発防止に努める。
令和3年4月1日から、本市では、国・県の法令等に基づかず、印鑑証明書等の照合を行わない書類への押印については原則廃止したものの、見積書については引き続き押印を求めている。同課では、放置自転車等売払業務において、代表者印の押印及び代表者名の記載がない見積書を提出	指摘事項について、課内で共有を図るとともに、今後は、見積書に代表者印の押印と代表者名の記載があることを複数人で確認し、再発防止に努める。

した者と契約を締結していた。 市の方針に沿った事務処理を実施されたい。	
---	--